

## 【営利目的の使用における注意事項】



図 1



図 2

図1や図2のように商品名称に関わらず、マスコットキャラクターデザインを使用する場合は、『富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」』という表記を必ず付してください。

また、図2のように「ふわっぴー」の名前を商品の一部に使用する場合は、必ず事前に富士見市役所シティプロモーション課にご相談ください。

その際、他者の商標権を侵害しないよう、知的財産総合支援センター埼玉（埼玉県さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3F 電話番号048-621-7050）の専門家と相談していただく場合があります。

※知的財産総合支援センター埼玉は商標権などについての相談を行う機関で、商標の使用に関する許可・不許可の判断をする機関ではありません。

※既定の絵柄のみを使用する場合は、知的財産総合支援センターへの相談の必要はありません。

マスコットキャラクターに関するお問い合わせは  
富士見市役所 政策財務部 シティプロモーション課  
Tel 049-251-2711（内線275、276）  
fax049-254-2000